○厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査

会条例

(令和5年3月30日) 条 例 第 2 号)

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づき、厚木 愛甲環境施設組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。 (所掌事務)

- 第2条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第 105条第3項において準用する同条第1項又は厚木愛甲環境施設組合議会の個人 情報の保護に関する条例(令和5年厚木愛甲環境施設組合条例第6号。以下「議 会条例」という。)第48条第1項の規定による諮問(以下「審査請求に係る諮問」という。)に関する事項
 - (2) 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例(令和5年厚木愛甲環境施設組合条例 第1号。以下「条例」という。)第16条又は議会条例第48条第3項の規定による 諮問に関する事項

(組織)

第3条 審査会の委員は、3人以内とし、個人情報の保護に関する制度に関し、優れた識見を有する者から管理者が委嘱する。

(委員)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。
 (会長等)
- 第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員 がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(審査会の調査権限)

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る諮問をした実施機関 (条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に対し、保有 個人情報(法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開 示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に 規定する保有個人情報をいう。)をいう。以下同じ。)の提示を求めることができ る。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開 示を求めることができない。
- 2 前項の規定は、議会が審査請求に係る諮問をした場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関(条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)」とあるのは「議会」と、「法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」とあるのは「議会条例第20条第5号ア、第37条第1項又は第45条第1項」と、「法第60条第1項」とあるのは「議会条例第2条第4項」と、次条中「法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法」とあるのは「行政不服審査法」と読み替えるものとする。
- 3 審査請求に係る諮問をした実施機関又は議会(以下「諮問実施機関等」という。)は、審査会から第1項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、保有個人情報に 含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料 を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第4項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面(以下「資料等」という。)の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料等を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問実施機関等をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等 を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その 必要がないと認めるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、厚木愛甲環境施設組合事務局で処理する。 (委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が 審査会に諮って定める。

(順間)

第12条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例(平成17年厚木愛甲環境施設組合条例第1号。以下「旧条例」という。)第40条第1項の規定により組合に設置された審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、施行日に第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧審査会の会長である者又はその職務を代理する委員 である者は、第5条の規定にかかわらず、それぞれ、施行日に同条の規定により審

査会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際、現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第40条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行日前に旧条例第39条第1項又は第48条第3項の規定に基づく諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。この場合において、審査会は、旧審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用について は、なお従前の例による。
- 7 附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされた義務に違反して秘密を 漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前項の規定は、厚木市、愛川町及び清川村の区域外において同項の罪を犯した者 にも適用する。